

広報紙発行事業補助金のお知らせ

＝ 裏 面 も ご 確 認 く だ さ い ＝

この事業は、町会・自治会の皆様が実施する広報紙発行事業の経費の一部を補助することで、情報を共有し、区民相互の信頼関係を築き、地域コミュニティの振興を図ることを目的としています。

1. 補助対象者

江東区と事務委託契約を締結している町会・自治会

2. 補助対象広報紙

町会等が**全構成員又は地域住民**に配布する広報紙で次の要件を満たすものです。

- (1) 町会・自治会名で発行されているもの
- (2) 印刷する用紙の大きさがB5以上のもの
- (3) 次のいずれかの記事を掲載するもの
 - ア 住民相互の親睦
 - イ 交通安全、防犯及び防災の周知
 - ウ 総会及び行事の案内及び実績報告（寄付や募金などのみの周知は対象外）
 - エ 活動への参画及び参加促進
 - オ 町会・自治会への加入促進

3. 補助対象経費

上記2補助対象広報紙の発行事業に要する経費のうち次の費用が対象です。

- (1) 印刷業者に支払った印刷代金
 - (2) 用紙及びインク購入費
 - (3) コピー代金
- ※リース契約による印刷機器等のカウンター料金は、保守料、管理料その他の経費を含み、補助対象経費を明確に区分できないため補助対象外です。

4. 補助金の額

- (1) 同一町会・自治会に対し、同一年度内で6万円以内（ただし予算の範囲内とします。）
- (2) 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てます。
- (3) 同一町会・自治会に対する補助金の交付は、同一年度内で1回に限ります。

5. 交付の申請受付

補助金の交付を希望する場合は、事業実施後、「江東区町会・自治会広報紙発行事業補助金交付申請書」に、領収書（原本）及び明細書、広報紙等を添付して提出してください。

また、紙面に広告を掲載し、広告収入がある場合は、その額が確認できる書類をあわせて提出してください。補助対象経費から収入額を控除します。

※領収書等は、発行年月日が令和8年1月1日～令和8年12月31日までのものとします。

※申請書等の記入には、消せるボールペンは使用しないでください。

受付期間 令和8年11月2日（月）～令和9年1月15日（金）

審査期間 令和9年1月18日（月）～令和9年2月5日（金）

補助金交付 令和9年3月中旬頃 予定

※審査後、適当と認められたものは交付を決定し、請求の手続きをしていただきます。

なお、審査の結果、不適当と認められたものは却下となる場合もありますのでご了承ください。

6. 問合せ・提出先

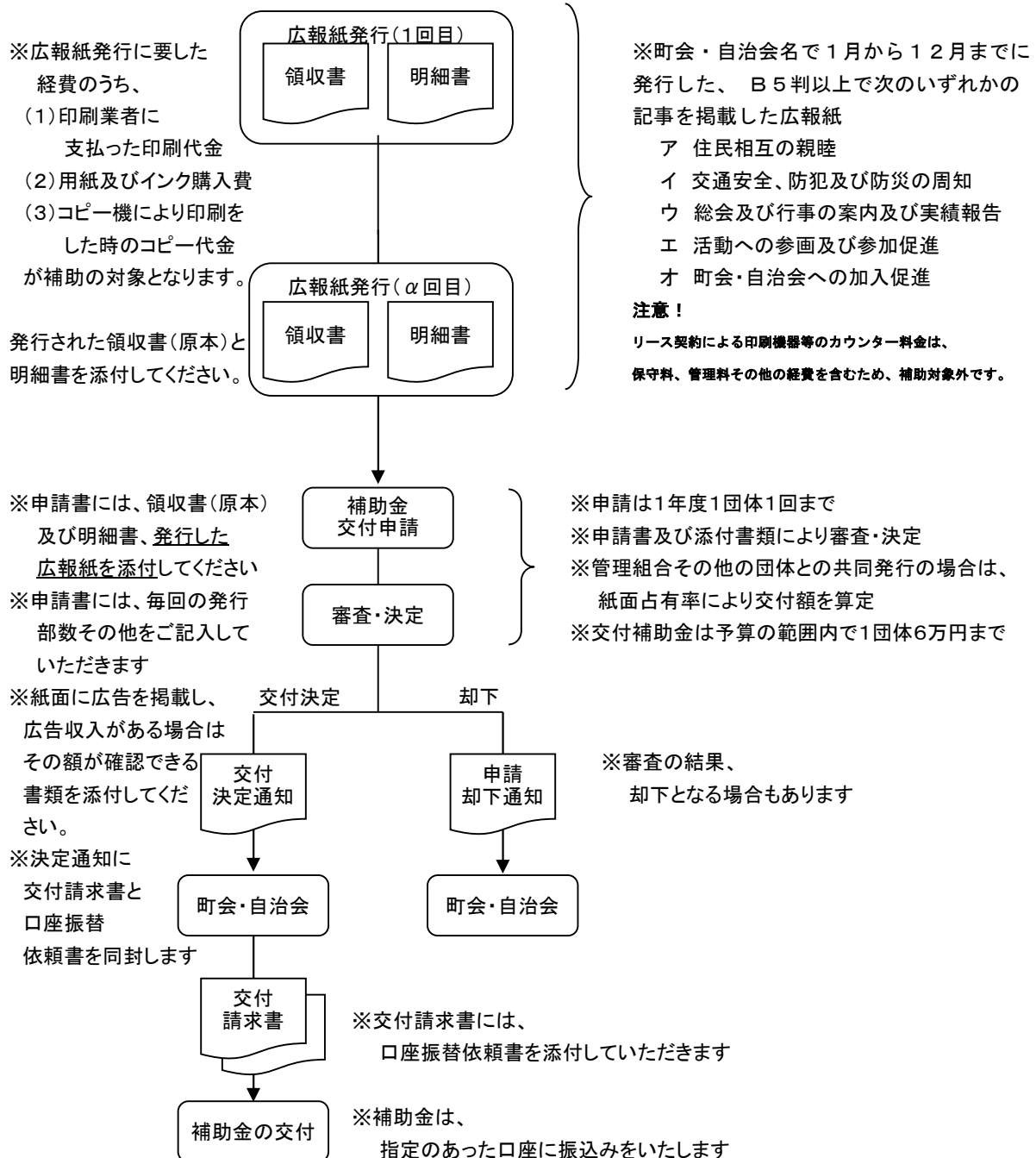
江東区地域振興部地域振興課地域振興係 豊澤・岡田 電話（3647）4962

事業の実施から補助金交付まで

＝ 裏面もご確認ください ＝

○ 補助対象期間を1月から12月といたします。

補助対象広報紙



【昨年度からの変更点】

単発イベントのチラシ、ポスターも対象となります。

また年に一回の発行でも対象となる場合がございます。ご相談ください。